第４章　基本目標別の施策内容

１ ともに育ち、ともに学ぶために

（１）障がいの早期発見・早期療育

発達障がい児及び発達上の支援を必要とする子どもに対して、発達上の問題や支援の必要性に早く気づき、保護者が問題を一人で抱え込むことなく、早期に対応できることをめざして、乳幼児健診での早期発見の体制を整えます。特に、乳児期は発達障がいの有無が問題になるよりは、育児上の困難や子育ての支援が必要な時期です。この時期の保護者の不安に応える健診をめざします。

また、より地域に近い乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問事業、専門的育児支援事業などをより利用しやすくなるようにします。健診後に発達相談や育児相談で保護者の不安に応え、子どもと保護者の必要性を踏まえて、発達支援療育事業の利用等を進め、安心感が持てるような支援や対応をめざします。

①母子保健事業の推進

乳幼児の健康保持と成長発達を支援するために、乳幼児期に一貫した健診を実施するとともに、健診においてきめ細かな相談・指導を行います。その中で、健診で把握された障がい児及び発達障がい児、発達上の支援を必要とする子どもに対して、訪問や個別相談により早期対応につながるよう、妊婦健康診査や家庭訪問、乳幼児健康診査等の充実を図ります。

乳幼児健康相談、発達相談、専門的育児支援事業等の相談事業を推進、活用し、早期療育へとつなげるとともに、乳幼児期から就学期の間の、定期健康診査等を受ける機会の少ない子どもへの健康維持を図ります。

また、子どもを育てる両親や家族に対し、障がいへの理解の促進を図り、障がいがあると疑われる子どもの相談や支援などに努めます。

②早期療育体制の充実

乳幼児への早期療育体制を充実するため、つくし園の療育事業を引き続き充実させるとともに、障がい児や発達上の支援を必要とする子どもの人数に対応していけるように、つくし園の定員の検討、事業内容の充実等について検討します。対象児増加に伴う児童デイサービス事業の充実や、重度障がい児の療育保障についても検討を行っていきます。また、美山、日吉地域の療育の希望に対応できる、地域的ニーズへの対応を検討します。また、児童デイサービス事業を利用しやすいように、子ども発達・療育支援送迎事業等のきめ細かな事業についても、引き続き実施していきます。

南丹市子育て発達支援センターや保健・医療・福祉・教育機関がさらに連携し、子どもの早期療育体制の充実を図ります。

③障害児通園事業の充実

花ノ木医療福祉センター等で実施されている、在宅の重度心身障がい児の健康維持、自立と社会参加を図るため、日常生活動作や運動機能等の訓練、指導を行う障害児通園事業について、京都中部南丹圏域の２市１町と連携をさらに強めながら、サービスの充実を図ります。

（２）保育・教育の充実

障がいのある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をめざすため、一人ひとりに対応したきめ細やかな保育・教育を行う必要があります。このため、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育のニーズに応じて、適切な教育的支援を行う体制づくりに努めます。また、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、地域の中で共に育つことができるように、保育・療育・教育等の内容を充実していきます。

①保育所、幼稚園での障がい児保育・教育の充実

○早期発見・早期対応の充実

低年齢から保育所に入所する障がい児及び発達上の支援を必要としている子どもに対する障がい児保育の充実を図り、関係機関との連携により早期対応に努めます。また、保育所においても、障がい児及び発達上の支援を必要としている子どもの早期発見に努めます。

○巡回相談事業の充実

子育て発達支援センターが実施している、保育所・幼稚園巡回相談事業を継続し、一層の充実を図ります。保育所巡回相談事業においては、子どもの必要に応じて対応できるよう、専門スタッフ（心理士、保健師、作業療法士、保育士）による相談･助言の内容充実を図ります。また、一層の専門的な対応や、就学後の見通しを持った支援を行うため、関係機関との連携の充実を図ります。

○障がい児保育の充実に向けて研修の充実

南丹市保育所・幼稚園・幼児学園連絡協議会の公開保育、部会等、障がいへの対応を学ぶ研修や実際の事例から学び合う研修を継続して実施します。そして、市全体として障がい児保育の内容を高め、質の維持･継承をめざし、職員研修の充実を図ります。特別支援を要する幼児への指導が入園前、就学後も継続していけるように、関係機関や小学校等との連携に努めます。

②教育相談の充実

学校内の教育相談や就園就学指導体制の整備に努めるとともに、障がいの状況を把握し、将来にわたる見通しが持てるような相談活動の推進に努めます。さらに、学校見学や体験入学により一人ひとりにふさわしい教育内容について検討し、保護者及び

本人の願いや悩みに応える相談に努めます。支援ファイル等も適宜活用しながら、保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障がいのある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実を図ります。

③特別支援教育の推進

特別支援を要する子ども一人ひとりに応じた学校運営、学級経営に努め、開かれた学校づくりを推進します。また、障がい等に配慮しながら、子どもたちが暮らしの中で、自分らしさや良さが発揮できるよう環境や指導のあり方を工夫し、一人ひとりに応じた学校生活の充実に努めます。さらに、特別支援学校と小・中学校との、また在籍校と通級指導校との連携した指導に努めます。

④進路指導の充実

一人ひとりの生き方の指導、日常の教育活動の集大成として、全校的な指導体制のもとに進路指導を推進します。また、生涯を見通した進路の検討を進め、家庭や地域とともに自らの進路を切り開く力を育てる指導を充実させることにより、個性に応じた積極的な進路選択を支援します。

⑤職員研修の充実

特別支援教育の充実にともない、幼稚園・小中学校・高等学校における障がい・発達障がいのある子どもなどへの教育を推進するため、教職員の研修や、特別支援学校などとの人材の交流を図ります。また、特別支援教育等の充実に向けて、教職員への人権教育等を行い、障がいのある子どもへの理解を深めるとともに、指導力の向上を図ります。

（３）発達障がいなどの理解と支援の充実

①支援の必要な子どもへの対応

早期発見とは子どもの障がいの発見に限らず、育児上の支援が必要である場合も含まれ、子どもと保護者の必要性を踏まえて、保護者が相談により子どもの発達に見通しが持て、育児をしていく上で安心感が持てるような支援をめざします。

②発達相談事業

発達障がい児や発達上の支援を必要とする子どもと保護者が、自ら安心して相談を受けられるように、市保健医療課、市子育て支援課、市社会福祉課、子育て発達支援センター、市学校教育課、障がい支援相談員等の相談対応を充実し、保育園・幼稚園・学校との連携を一層図っていきます。さらに、学齢児以上のニーズに応えるため、発達障がい児（者）に関する相談窓口となる機能やシステムを、関係機関と連携しながら充実を図ります。

③発達障がいの理解の促進

発達障がいを持つ子どもに対し、その症例や支援の方法に対する適切な対応ができるよう、教職員や関係者による研究・研修を行います。

また、周囲の理解が得られるよう、発達障がいに関する啓発に努めます。

④関係機関等の連携と協働

発達障がいの早期発見と早期療育のために、乳児健診等の母子保健事業との連携を図るとともに、継続した支援を行うため、教育機関とも連携し、特別支援教育体制の構築に努めます。

また、個別の状況に応じた乳幼児期からの個別支援計画の作成など、母子保健事業、障がい者福祉、教育関係の協働による支援体制の整備に努めます。

（４）放課後活動等の充実

障がいのある子どもが放課後あるいは、夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるように支援するために学校の校庭や教室等に、安全にかつ安心して活動できる子どもの居場所（活動拠点）を確保し、障がいのある子どもたちに対してもさまざまな体験活動の場や機会が提供できるように努めます。

①放課後、学校休暇期間の生活の充実

学齢期にある障がい児の放課後や学校休暇期間中の生活の充実を図るために、保護者が就労している障がい児の、放課後児童クラブでの受け入れの検討とともに、放課後等デイサービス事業所を増やして、より身近な地域で利用しやすくします。また、障がい児の放課後や学校休暇期間中の活動の場である地域活動支援事業の充実を図ります。

②放課後等デイサービス事業所の活用

平成24年４月から制度化される、放課後等デイサービス事業所の活用を促進し、利用しやすい体制を整えられるよう、関係機関の連携を図ります。また、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする、地域支援事業日中一時支援事業の活用、連携の充実も図っていきます。

（５）自立と社会参加のための支援

障がいのある児童が、できる限り身近な環境で適切な療育を受けられるように、在宅生活の支援の充実に努めます。また、障がいのある子ども一人ひとりに応じた生涯にわたって支援できるよう、相談窓口の充実、就業支援活動の支援などに努めます。

①進路指導体制の充実

生涯を見通した進路の検討を進め、家庭や地域とともに自らの進路を切り開く力を育てる指導を充実させることにより、個性に応じた積極的な進路選択を支援することはとても重要です。「なんたん障害者就業・生活支援センター」・丹波支援学校・障害者支援事業所・相談支援機関・学校・行政機関・ハローワーク・企業等の連携を強化し、障がいのある子どもの状況に適した進路指導を行います。

また、進路指導、職業体験など、早期からの就労支援を行うなど、障がいのある子どもの将来の選択の幅を広げ、自立を促す指導に努めます。

②一貫した相談体制の連携

保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間での、障がいのある子ども一人ひとりの成長に応じて一貫した相談が行えるよう、連携を図ります。また、進路指導との連携を図り、生涯の自立と社会参加につながる支援を行います。

③支援ネットワークの構築

ロ丹波広域の行政、福祉関係機関、教育、企業などが連携し、障がいのある人の自立と就労の支援を進めるため、南丹圏域でのネットワーク化を図ります。障がいのある児童に、就学時だけでなく、就労時においても継続した支援を行い、生活の自立を促進します。

2 働く場や生きがいの創出のために

（1）雇用・就労の支援

障がい者施策の基本理念であるノーマライゼーションの実現のためには、障がいのある人がその能力に応じて可能な限り働くことができるようにすることが重要です。

そのため、啓発活動や障がいのある人に対する就労前後の支援体制の充実を図り、雇用の拡大を促進します。

また、一般企業などで働くことが難しい障がいのある人が、身近な地域で就労できるように、福祉的就労の場の充実を図ります。

①障がい者雇用の理解と啓発

障がい者雇用率制度の周知をはかり、雇用率未達成企業の解消を促進します。

また、毎年９月の障害者雇用支援月間を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を積極的に行います。

さらに、企業における障がいのある人への理解と啓発を深めるための福祉教育・研修等の実施を支援します。

②職親制度の普及・啓発

知的障がいのある人が一定期間、事業経営者の元で生活し、職業訓練を受けて一般雇用をめざす職親制度の普及・啓発に努めます。

③障がい福祉サービスにおける支援の推進

日常生活を送るために必要な能力や身体の機能向上を図るため、「生活訓練」や「機能訓練」を推進します。

一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、一般企業への雇用移行支援を行う「就労移行支援」を推進し、それぞれの人にあった職場探しを支援します。

一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、「就労継続支援」を推進します。

④障害者就業・生活支援センターの充実

障がい者の就労を促進するため、なんたん障害者就業・生活支援センターと関係機関との連携を強化します。

⑤職場への定着支援

職業適応援助者（ジョブコーチ）[2]の育成と確保に努め、障がいのある人の職場適応への必要な助言等を行い、職場への定着を支援します。

---

[2] **ジョブコーチ**：職業適応援助者。障害者が職場に適応できるように、新たに就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行う。障害者に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても職場適応に必要な助言を行う。

⑥福祉的就労の支援

福祉的就労施設、作業所への運営費の助成及び施設・作業所への通所に要する交通費の補助等を行う等、安定した事業所経営を支援します。

また、産業や福祉、ＮＰＯ法人等の関係団体と連携し、障がいのある人が作製した製品のＰＲ及び販売支援を支援します。

さらに、それぞれの就労場所に応じて、その風土や特徴を生かした仕事に取り組むため、地域との交流、連携を促進します。

（２）関係機関の連携と多様な就労機会の創出

歴史的にも、丹波地域は耕地を背負って力をあわせて生きる人々の、安らぐ暮らしがありました。そこには、人間本来の普遍的な暮らしの価値が存在します。こうした資源を最大限活用し、ローカリティーを基本とする障がい者、高齢者が供に協力し合い、助け合い新たな就労と雇用の芽を育てていきます。行政をはじめ支援事業所、民間企業等との連携を強化し、啓発活動や障がいのある人に対する就労前後の支援体制の充実を図り、雇用の拡大を促進します。

①ハローワークとの連携

ハローワークや支援事業所との連携を図り、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、障がいのある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。

また、企業や事業主に対して各種助成制度の周知及び活用を促進し、障がいのある人の雇用に関する相談体制の充実を図ります。

②教育・福祉との連携体制

新たに各種学校を卒業する障がいのある人や、障がい福祉サービスによる就労支援を受けている人などに、就労の機会を広げるため、教育機関やサービス事業所、公共職業安定所等の連携を図ります。

③難病対策推進事業の保健所との連携

難病の人々やその家族の相談に応じるほか、相談会や訪問等を行うなど、難病の人々の療養生活への支援を円滑に行うため、保健所との連携を進めていきます。

（３）生きがいづくりの促進

障がいのある人の生活をより豊かなものにし、自己実現を図ることができるようにするため、障がいの有無にかかわらず、気の合う仲間や自分を理解してくれる仲間づくりを支援するとともに、ゆとりやうるおいのある生活を送ることができるように、スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動の促進を図ります。

（４）外出・移動の支援

広大な面積を有する南丹市においては、とりわけ交通手段を含む外出・移動支援は重要です。障がいのある人の社会参加の機会の増大や行動範囲の拡大に伴い、その移動やコミュニケーションにおいて、支援が重要です。

そのため、利用しやすい快適な交通環境づくりとともに、移動手段の確保・充実、交通体系、移動手段を含めた総合的な対策の検討が必要です。駅舎の改修や建物の改修時にあわせたバリアフリー化などのプラン作成も必要です。また、外出支援体制の充実を図るため、ガイドヘルパー等の育成と確保に努めます。

作品提供：社会福祉法人南丹市社会福祉協議会「ワークセンターびび」
社会福祉法人松花苑みずのき「ふれあい絵画」

3 すこやかなくらしのために

（1）保健・医療サービスの充実

障がいの予防、早期発見のために、食生活、運動、休養のバランスのよい生活を日常的に送ることができるように、意識づけるとともに、特に要介護等認定の原因の多くを占める脳卒中や脳梗塞、関節疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防に結びついた健康づくり対策を進めます。

高齢となった障がい者への支援については、介護保険制度などのサービスを利用する他、日中活動や生活の場についての支援について必要性を検討していきます。

また、障がいのある人のための医療、リハビリテーション医療の充実は、障がいの軽減を図り、障がいのある人の自立を促進する上で不可欠であることから、関係機関等との連携を強化し、人材の育成に努めます。

①健康診査の充実

疾病及び障がいの発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。

健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげます。

②生涯を通じた健康づくりの推進

南丹市健康増進計画、食育推進計画などと連携を図り、乳幼児期から高齢期までの年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。

③医療費助成制度の実施

障害者自立支援法による、自立支援医療の給付を今後も継続実施していきます。

重度心身障害者医療費助成を、３・４級身体障害者手帳所持者・療育手帳Ｂ及び精神障害者保健福祉手帳所持者に対象を拡大して実施しています。

また、福祉医療費についても、対象者の拡大を図り、有益な実施となるよう努めていきます。

④医療体制の充実

医師会、歯科医師会との連携のもと、休日や夜間を含め、住民が必要な時に適切な治療を受けることができるように、医療体制の充実に努めます。

⑤リハビリテーション体制の充実

医療機関などと連携しながら、医学的なリハビリテーション体制の充実に努めます。

⑥難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。

⑦精神保健福祉施策の推進

精神障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

専門の医療機関と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

（２）生涯にわたる障がいの早期発見と早期対応

障がいの発生予防・早期発見のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康づくりを支援します。

また、若年期からの健康づくりに留意し、老齢期における能力の低下などを予防するとともに、障がいの予防に資するよう努めます。

作品提供：社会福祉法人南丹市社会福祉協議会「ワークセンターびび」
社会福祉法人松花苑みずのき「ふれあい絵画」

4 自立した生活をおくるために

（１）相談情報提供体制の充実

障がいのある人が、サービスを利用し地域で自立した生活を送るために、必要とするサービスを適切に選択し、自分で決められるようにする必要があります。

そのために、相談内容によりどこに行けばよいのかなどを分りやすく周知するとともに、一人ひとりの状況に対応できる相談窓口の充実に努めます。

特に、障害者自立支援法について内容の周知徹底を図るとともに、どのようなサービスがあるのか、どのような利用の仕組みなのかなど情報の提供を進めます。

①相談窓口の充実

市役所における情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、各関係機関と連携して窓口の明確化と相談体制の充実を図ります。

②相談支援の充実

市の関係課や、地域に密着した、市内７つの相談支援事業所や４ヶ所の地域活動支援センターと連携し、相談窓口として必要な情報の共有と専門性の確保、向上を行い相談体制の充実に努めます。さらに、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動の支援等を行い、障がい者やその家族が身近に相談できる体制の充実を図ります。今後、国制度の改正に伴い地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）をワンストップで応じる基幹相談支援センターへ移行し支援体制の充実について検討します。委託相談支援事業所では、障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者（児）のサービス利用計画を作成し、きめ細かな支援を促進します。また、相談支援の質の向上、調整のため、相談支援機能強化事業を実施します。

③地域における相談活動の充実

身体障害者相談員、知的障害者相談員、こころの健康推進員や民生・児童委員などに対し、障がいについての情報提供や研修等を積極的に行い、障がいのある人の生活を守るため、地域での相談機能の強化を図ります。

④情報提供体制の多様化

聴覚障がい者・言語障がい者にＦＡＸ等を活用した情報伝達システムの整備による情報提供を図ります。また、インターネットや携帯電話のホームページ、メールその他、多様な情報伝達手段等の活用なども研究し、情報提供体制の充実に努めます。

⑤相談支援体制の強化

あらゆる相談窓口、相談先において連携を図り、情報を共有することで、いつでも一貫した情報を提供できる体制を整えるとともに、個々に対応した適切な相談体制の確立を図ります

＜相談支援体制図＞

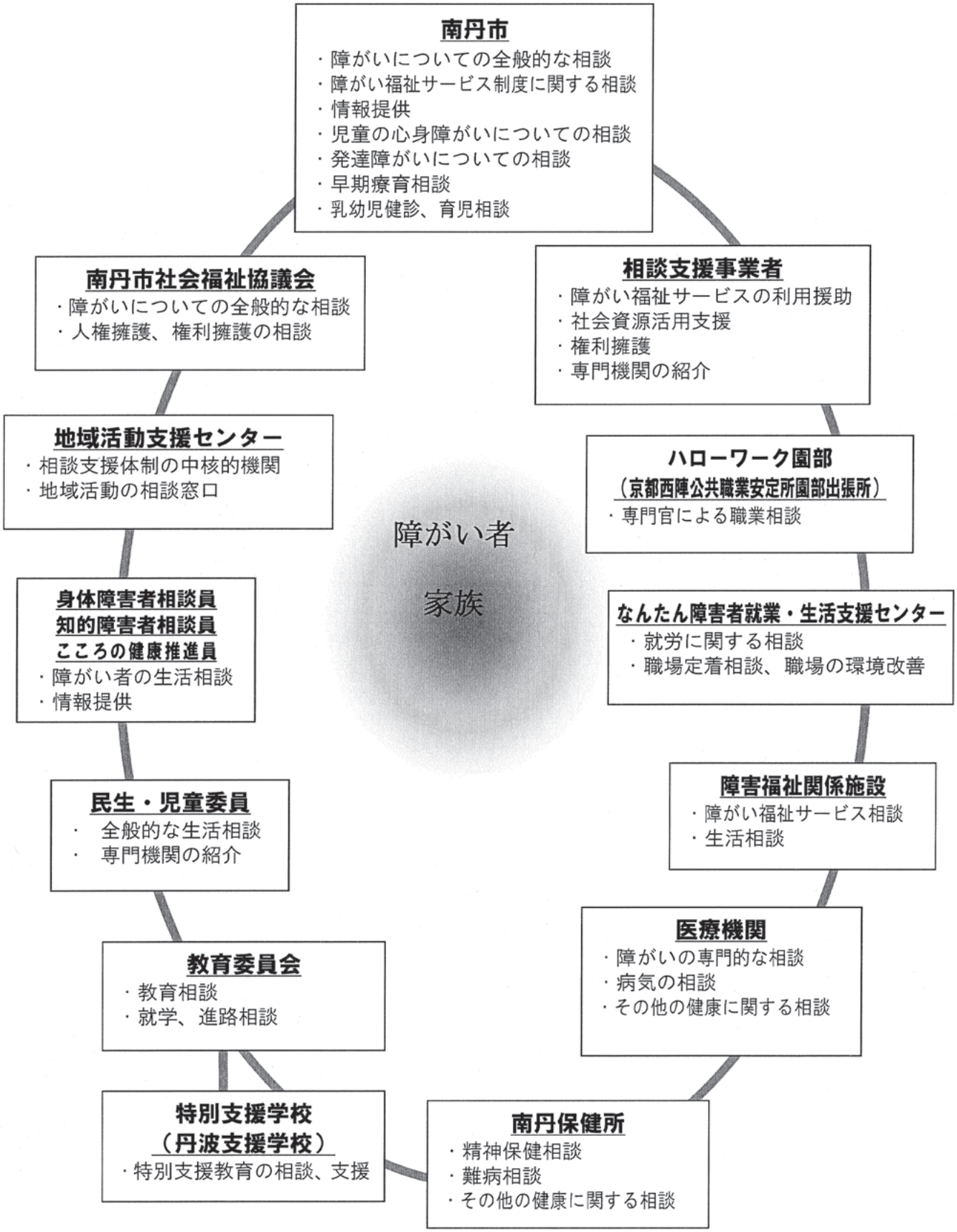
南丹市
・障がいについての全般的な相談
・障がい福祉サービス制度に関する相談
・情報提供
・児童の心身障がいについての相談
・発達障がいについての相談
・早期療育相談
・乳幼児健診、育児相談
相談支援事業者
・障がい福祉サービスの利用援助
・社会資源活用支援
・権利擁護
・専門機関の紹介
ハローワーク園部
（京都西陣公共職業安定所園部出張所）
・専門官による職業相談
なんたん障害者就業・生活支援センター
・就労に関する相談
・職場定着相談、職場の環境改善
障害福祉関係施設
・障がい福祉サービス相談
・生活相談
医療機関
・障がいの専門的な相談
・病気の相談
・その他の健康に関する相談
南丹保健所
・精神保健相談
・難病相談
・その他の健康に関する相談
特別支援学校
（丹波支援学校）
・特別支援教育の相談、支援
教育委員会
・教育相談
・就学、進路相談
民生・児童委員
・ 全般的な生活相談
・ 専門機関の紹介
身体障害者相談員
知的障害者相談員
こころの健康推進員
・障がい者の生活相談
・情報提供
地域活動支援センター
・相談支援体制の中核的機関
・地域活動の相談窓口
南丹市社会福祉協議会
・障がいについての全般的な相談
・人権擁護、権利擁護の相談
障がい者
家族

（２）人権権利擁護体制の充実

障がいのある人をはじめとする要援護者が、家庭や施設等で虐待などの人権侵害を受けることのないように、虐待防止の啓発を行うとともに、地域での虐待予防や早期発見、適切な対応を図るための支援体制の構築に努めます。

また、精神上の障がいにより判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人を保護・支援するための成年後見制度の周知を行うとともに、利用支援を進めます。

さらに、認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち、判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う地域福祉権利擁護事業について、周知を行うとともに、利用支援を進めます。

①成年後見制度の普及・啓発

判断能力が不十分な知的障がいのある人、精神障がいのある人、高齢者の権利を守ることができるように、成年後見制度の普及・啓発を図ります。

身寄りがない等の理由から制度の利用が困難な障がいのある人に対しては、市が申し立てを積極的に行い、権利擁護を図ります。

②地域福祉権利擁護事業の推進

社会福祉協議会が推進する地域福祉権利擁護事業について支援し、制度の浸透に努めます。

（３）生活の場の確保

障がいのある人が、地域の中で生活することができるように、その利用ニーズに応じた住まいを確保することが必要です。

そのため、グループホーム・ケアホームなど、障がいのある人が自立した生活を送るために必要な、住居等の整備を促進します。

（４）ケアマネジメントのシステムづくり

障がいのある人が、福祉サービス等を適切に組み合わせ、地域の中で安心して生活することができるように、保健・医療・福祉サービス等の調整を図る地域ケア体制の確立をめざします。

また、行政と地域住民や関係団体、福祉サービス提供事業者等との連携を強化し、総合的なケアマネジメントのシステムの構築に努め、包括的なサービスの提供をめざします。

（５）介護家族の支援

障がいのある人の介護や介助にたずさわる家族の健康の保持・増進を図るため、健康相談や訪問指導等を進めます。

また、介助者の心身の負担の軽減を図るため、福祉サービスの利用促進を図るとともに、障がいのある人の相談窓口において、家族、支援者の相談に応じる体制の構築に努めます。

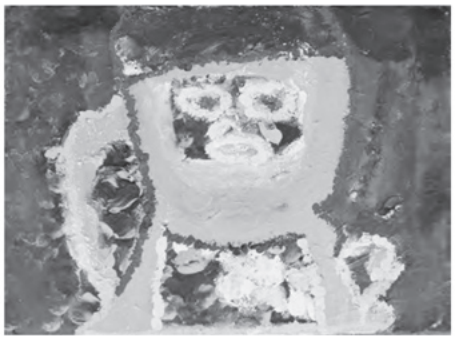

作品提供：社会福祉法人南丹市社会福祉協議会「ワークセンターびび」
社会福祉法人松花苑みずのき「ふれあい絵画」

5 安全で快適なくらしのために

（1）だれもが住みやすいまちづくり

障がいのある人の社会参加を促進する上で、障がいのある人のみならず、子どもや高齢者等、だれもが円滑かつ快適に、施設や公共交通機関等を利用できるようにする、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることが必要です。

そのため、公共施設の改修を適時進めるとともに、駅などの多数の人が利用する民間の建築物についても趣旨の徹底を図り、改修の促進を図ります。

また、歩道上に通行の障がいとなるものを置かないようにするなど、住民のマナーの改善を働きかけます。

①ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備

だれもが住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。

②公共施設などの整備・改善

公共施設及び公共公益施設の身障者用トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を推進します。また、障がい者用駐車場の確保に努めます。

民間による施設の建設や既存施設の改修においても、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づいて事前協議を行い、条例に示された整備基準を遵守するよう、指導・助言を行います。

③道路・交通安全施設の整備

安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線などの誘導ラインや視覚障がい者誘導用ブロックなど、道路施設の改良を計画的に推進します。

道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善を関係機関に要望します。

④移動環境の整備

すべての人が安全かつ容易に移動できるように、フリー乗降区間の設定の活用や低床バス、デマンドバス（タクシー）、交通弱者にとって大変重要な施策の活用の推進を図ります。またＪＲ山陰線の各駅、および周辺地区におけるバリアフリー化を促進します。

（2）だれもが暮らしやすい居住環境づくり

住宅は生活のための重要な基盤であり、障がいのある人のみならず、すべての人が

生涯を通じて快適に安心して生活できるようにすることが必要です。

そのため、障がいのある人や高齢者等の多様なニーズに的確に対応し、身体機能の低下や障がいが生じた場合にも、住み慣れた居宅で住み続けることができるように、住宅の改修を促進するとともに、設計や設備等の面で障がいのある人に配慮した住宅等の整備促進に努めます。

また、障がいのある人の生活を支援するため、福祉・医療との連携を図るとともに、住み慣れた地域で利用できる身近なサービスの提供に努めます。

①公営住宅におけるバリアフリー化

高齢者や障がいのある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建て替えに際しては、バリアフリー設計・改修を進めていきます。

②各種給付・融資制度の周知

住宅改造の経済的負担を軽減するため、居宅生活動作保護用具の給付や、府の宅建設(改良)資金の融資等の制度について、市広報をはじめ、ホームページ、パンフレットによる周知と利用促進を図ります。

③グループホーム事業等への支援

障がいのある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からも、グループホーム事業等への支援に努めます。

（３）防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり

障がいのある人が犯罪や事故の被害に遭うことがないように、また、防犯・防災の情報不足からの不安感が無いように、警察等関係機関や防犯協会、障がい者団体、ボランティア団体、地域団体等との連携を強化し、必要な情報の提供等の充実を図ります。

また、地震や豪雨などによる災害や火災が起きた時、障がいのある人が安心して避難できるように、あるいは安否確認や救出等が迅速に行えるように、関係機関や地域団体等との連携を強化し、防災体制の確立を進めます。

①地域における交流と周知

日頃から障がいのある人のいる世帯と地域との交流が図られるよう、地域の行事等の機会を捉えて福祉に関する意識啓発を行います。

②地域における防災・防犯体制の強化

講習会や防災訓練を通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。

防災に関するパンフレットの作成・配布や避難誘導板の設置を検討します。

地域の実情にあった自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携協力

体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。

③南丹市災害時要援護者避難支援プランの推進

災害時の要援護者の支援マニュアルを確立し、要援護者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備を図ります。

また、障がいのある人本人、または世帯の了解のもと、個人情報の保護に留意し、地域に障がいのある人や高齢者などの要援護者がいることを地区役員や民生・児童委員に周知し、緊急時における支援を早期に行える体制を整えます。

主に聴覚障がいのある人を対象に、ファックスや電子メール等を活用して災害時情報の一斉伝達の整備を進めます。

④災害情報等の提供と防災意識の高揚

障がいのある人やその家族、入所施設等に対し、普段から防災に関する情報を提供し、災害時の行動規範の徹底や防災意識の高揚を図ります。

情報の提供にあたっては、障がいの種類や程度により、様々な方法を取り入れ、周知・徹底できるよう努めます。防災行政無線、文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。

作品提供：社会福祉法人南丹市社会福祉協議会「ワークセンターびび」
社会福祉法人松花苑みずのき「ふれあい絵画」

6 共感しあえる地域づくりのために

（1）福祉の心・人権意識の高揚

障がいのある人が、地域であたり前に暮らすことができるようにするためには、まず、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、地域で共に暮らす意識とともに、差別意識や偏見をなくす福祉意識や人権意識を高めることが必要です。

そのため、関係者をはじめ、企業、サービス提供事業者、地域住民等すべての人に対して、障がいや障がいのある人に対する理解啓発・広報活動を進めるとともに、人権教育および福祉の心を育てる教育を進めます。

①各種メディアの活用

市広報やホームページをはじめ、新聞、テレビ、ＣＡＴＶなどのマスメディアを積極的に活用し、広報・啓発に努めます。

また、情報媒体のアクセシビリティ[3]に配慮し、障がいのある人が扱いやすく、手に入れやすい情報の提供方法の研究・普及を図ります。

②「障害者週間」等の活用

「障害者の日（１２月９日）」や「障害者週間（１２月３～９日）」などの機会を捉え、街頭啓発、リーフレットの配布、講演会などを行うことにより、住民が障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深めるとともに、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための運動を展開することに努めます。

③相互理解の促進

障がいのある人と障がいのない人の相互理解、障がいのある人同士の相互理解を進め、誰もが支え合い、尊重し合えるような施策の展開を検討します。

④関係団体等との連携の強化

各種障がい者団体やボランティア団体などと連携して障がいのある人のニーズの把握に努め、障がい者施策への反映に努めます。

（2）地域のふれあい、支えあいの促進

地域の中で、共に生き、共に支えあう意識を築いていくためには、住民同士のさまざまな交流の機会が必要です。

そのため、地域団体や障がい者団体等が、障がいのある人の参加しやすい行事等交流の機会づくりを進められるよう、支援に努めます。

また、関係機関が連携し、ボランティアのきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がいのある人とのふれあいや支えあい活動へのボランティア参加を進めます。

---

[3] **アクセシビリティ**：障がいのある人ない人にかかわらず、誰もが同様に提供される情報を利用できること。また、利用のしやすさの度合い。

①地域コミュニティ・ネットワークづくり

地域で生活している障がいのある人が安心して生活していけるように、地域において障がいのある人のいる世帯を見守り、支援を行う地域コミュニティ・ネットワークの構築を図ります。

②ボランティア養成講座の充実

訪問活動・相談・付き添い・ガイドヘルプ・点訳・手話・要約筆記・音訳などのボランティア養成講座を充実し、人材の育成を図ります。

③ＮＰＯ・ボランティア団体等の育成・支援

地域で活動する人材の発掘・育成に努め、ＮＰＯやボランティア活動の育成に努めます。

ＮＰＯやボランティア活動をより活性化するため、活動の場の提供などの支援や、活動の連携を図り、地域とともに活動できるよう、支援を充実します。

（３）地域ぐるみのネットワークづくりの推進

住み慣れた地域の中で障がいのある人が安心していきいきと暮らすことができるようにするためには、障がいのある人に対する偏見・虐待の防止、話し相手や見守り、買い物等、様々な生活課題やニーズに対応した、多様な支援ネットワークづくりが必要です。

そのため、住民を主体とした日常的な支援活動として、地域の特性に合わせたネットワークづくりを支援します。

また、地域ぐるみのネットワークが身近な地域における相談支援・見守り機能として効果的・効率的に機能するように、支援を必要とする障がいのある人と様々な支援者とを結びつけたり、地域の様々な人や施設、活動などが相互に連携・協力したりできるように、ボランティアや地域ネットワークのコーディネーターを育成するなど、地域ぐるみのネットワークが機能するための体制の確立をめざします。